

	点検項目	令和５年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月の教員会議でいじめ防止等基本計画を周知し、意識啓発を行った。	引き続き意識啓発を行う。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	年5回の定例委員会でアンケート結果等を共有したほか、個別事案の対応協議のため4回開催した。	引き続き定期的に委員会を開催し、事案発生時には早急に対応する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員を対象として、いじめをテーマとした研修会を3月7日、自殺予防に関する講演会を9月1日に開催した。	引き続き年2回の研修会を開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に含めており、4月の教員会議で周知した。	引き続き委員会の理解定着に取り組む。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に含めており、4月の教員会議で周知した。	引き続きいじめ防止プログラムの理解定着に取り組む。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生の気になる様子を把握した場合は報告するよう周知を行った。	適宜アンケート結果を共有し、教職員による面談や見守りを継続する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	4月初めの教員会議で周知した。また、委員を中心とした重大事態対応の仕組みがあり、今後も維持していく。	引き続き定期的な周知を行う。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	その都度、委員会で共有および協議し、関係教職員の共有体制を整えている。	引き続きアンケート結果を委員会及び担任教員で共有し、個別事案の対応を図った。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度の取組を踏まえ、令和6年度の実施計画を立案した。	年度末に検証を行い、必要に応じて改正を行う。	令和7年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、その内容は委員会及び担任教員で共有した。	引き続きアンケート結果を委員会及び担任教員で共有し、個別事案の対応を図る。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	非常勤のため当委員会の構成員に含められていないが、スクールカウンセラー所属の保健センターと連携して情報共有は適宜行っている。	いじめ防止の実効性を確保するため、スクールカウンセラーの役割を再検討する。	令和7年3月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「こころといのちの講演会」と題して、本科2～4年生を対象とした講演会を11月22日に実施した。	引き続き研修会を企画開催する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケート内でいじめの定義を認知させるとともに、いじめ防止週間を設定し、意識啓発を行った。	引き続きアンケート及びいじめ防止週間による理解定着に取り組む。	-
14	学生自らが、いじめ問題へ主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会主体でいじめ防止週間を設定し、意識啓発を行った。	引き続き学生会主体でいじめ防止週間を設定し、意識啓発に努める。	-
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者には、基本計画を郵送し、取組について理解を促した。また、ホームページに基本計画を掲載し、広く周知を行っている。	引き続き、基本計画の理解定着に取り組む。 また学生便覧にいじめ防止基本計画を掲載する。	令和7年3月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめを認知したケースにおいて、保護者への連絡や説明も織り交ぜながら対応した。また、担任と連携しつつ加害者に対しては適切な指導を、被害者に対しては生活面での支援を行った。	いじめを認知した時には保護者への連絡や説明も織り交ぜながら対応する。また、担任と連携しつつ、いじめを行った学生に対しては適切な指導を、いじめを受けた学生に対しては学校生活面での支援を行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	3月12日に開催した運営協議会でいじめ防止対策に関する説明を行った。	引き続き運営協議会で本校取組みを説明し、意見聴取を行う。	令和7年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	学校・警察連絡制度の活用や生活指導講演会の依頼など、警察との連携を密にしており、非常時における連絡体制を整備している。	引き続き事案発生時に速やかな連携がとれるよう、非常時の連絡体制を整備する。	-